

1 議会基本条例に関する調査（付託事項(1)）

○ 具体的調査事項3項目について

- ・ 議会報告会
- ・ 参考人招致及び公聴会の活用
- ・ 理事者の発言権（反問権）

2 議会改革に関する調査（付託事項(2)）

○ 議場のICT化について

- ・ 大型スクリーン等の設置

3 他都市の行政視察

【起項】 「委員長提案 福岡市議会基本条例たたき台」第3章議会の活動原則
（市民により一層信頼される議会の実現）

第4条

- 3、議会は、本会議及び委員会で行われた議論の内容や議決結果について、広報紙、ホームページ等により市民に分かりやすい形で広報する。
- 4、議会は市民に開かれた議会の実現のため、必要に応じて議会報告会を開催する。【起項】

【提案理由】

議員がどのような活動をしているのか、わからないとの声を度々聞きます。主権者教育が始まったものの、昨今の国政・地方選挙の低投票率にみられるように市民の政治への無関心はまだ続いている状況で、議会の見える化を一層図っている必要があります。福岡市議会は、これまで「観光振興条例」(H30)や「空家等の適切な管理に関する条例」(H28)、「ふくおかさん家のうまかもん条例」(H26)等、市民生活に直接関係する市の施策に関する議員提案による政策条例が成立しています。このように議会が能動的に動き、条例の制定などに至った場合などは、必要に応じ、議会閉会後に議会報告会を行い、直接市民に説明することで市民と議会との距離を縮めることとなり、議会が見近な存在となりうると考えます。

2022年9月14日
福岡市民クラブ

議会改革調査特別委員会

議会基本条例 参考人招致及び公聴会の活用について（案）

第〇章 市民の議会

（市民の参画）

第〇〇条 議会は、市民の代表者で構成する機関であることを踏まえ、自ら行う政策の形成の過程において市民が参画できる機会の提供に努めなければならない。

（広聴）

第〇〇条 議会は、市政に関する課題に対する市民の意見を把握し、これを政策の適否の判断に当たっての基礎とするため、広聴の充実に努めなければならない。

2 前項の目的を達成するため、議案の審議及び市長等の事務の調査等並びに請願審査に当たっては、公聴会又は参考人の制度等を積極的に活用するものとする。

3 議会は、請願を市民による幅広い提案や意見と位置付け、請願の審査に際し、原則として、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 市議会は、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

※参考にした自治体…さいたま市、札幌市、新潟市、静岡市

章立て（他都市参考）

市民と議会との関係、市民と議会、市民と市議会、議会機能の充実など

以下、参考

札幌市

第4章 市民との関係

(市民参加)

第15条 議会は、市民の意見を議会活動に反映することができるよう、次に掲げる方法その他の方法により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。

- (1) 公聴会及び参考人の制度等の活用を努めること。
- (2) 請願及び陳情が提出されたときは、公正かつ公平に処理すること。
- (3) 請願及び陳情の審査に際し、原則として、その提出者の意見を聴く機会を設けること。

さいたま市

第6章 市民の議会 一部改正〔令和3年条例19号〕

(市民の参画)

第18条 議会は、市民の代表者で構成する機関であることを踏まえ、自ら行う政策の形成の過程において市民が参画できる機会の提供に努めなければならない。 一部改正〔令和3年条例19号〕

(広聴)

第19条 議会は、市政に関する課題に対する市民の意見を把握し、これを政策の適否の判断に当たっての基礎とするため、広聴の充実に努めなければならない。

2 前項の目的を達成するため、議案の審議及び市長等の事務の調査等に当たっては、公聴会又は参考人の制度等を積極的に活用するものとする。 一部改正〔令和3年条例19号〕

千葉市

第5章 市民と議会との関係

(市民との関係)

第12条 議会は、市民の多様な意見等を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとする。

2 議会は、請願及び陳情の審査において、請願者及び陳情者のうち希望する者の意見陳述を実施するものとする。

3 議会は、市民の多様な意見等を議案等の審議及び審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用を努めるものとする。

川崎市

第5章 市民と議会

(市民との関係)

第12条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。

横浜市

第4章 市民と議会

(市民との関係)

第9条 議会は、市民の多様な意見等を把握し、政策立案等その他の活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

2 議会は、市民の多様な意見等を、議案等の審議及び審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。

相模原

第5章 議会機能の充実

(公聴会及び参考人制度の活用)

第13条 市議会は、議案等の審査又は調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、公聴会を開き、又は参考人を招致し、意見を聞くものとします。

新潟市

第3章 市民と議会

(市民参画の推進)

第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努めます。

2 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めます。

3 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、提案者の申出により、意見を聴く機会を設けます。

4 議会は、市民、市民団体、民間非営利団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。

5 議会は、議会活動に関する情報を市民と共有し、市民参画を推進するため、議会報告会を開催します。

静岡市

第3章 市民と市議会

(市民との関係)

第6条 市議会は、市民との協働による開かれた市議会の実現に努めるものとする。

2 市議会は、市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用にも努めるものとする。

3 市議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を理解するために、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 市議会は、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

浜松市

第3章 市民と議会との関係

(市民の意思反映及び参加確保)

第8条 議会は、市民の意思を的確に把握し、市政に適切に反映させるため、次に掲げる方法により、市民が議会活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。

- (1) 議会運営に当たり、参考人及び公聴会の制度を活用すること。
- (2) 請願及び陳情等は、市民による政策提案としてとらえ、誠実に対処すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要に応じ市民に係る多様な行政課題を広く把握すること。

名古屋市

第2章 市民と議会

(市民参加の促進、市民の多様な意見の反映)

第4条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会を確保するように努める。また、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たす。

2 議会は、請願及び陳情の審査における口頭陳情の実施、市民議会演説制度の実施など、市民が議会活動に参加する機会を確保に努める。

3 議会は、市民の意見・知見を審査等に反映させるため、公聴会・参考人の制度等を活用するように努める。

4 議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させる。

京都市

第3章 議員の位置付けと役割

(議員の位置付けと役割)

第5条 議員は、市民の代表であるとともに、市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とする。

2 議員は、議決の重みを深く認識するものとする。

(政治倫理)

第6条 議員は、市民の範となるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関する基本となる事項は、京都市会議員政治倫理条例の定めるところによる。

(会派)

第7条 議員は、政策を中心とした同一の理念を有する議員の集団として、二人以上で会派を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

(1) 議員の活動を支援すること。

(2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のために調査研究を行うこと。

(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な市会運営を図ること。

第4章 市民と市会との関係

(市民との関係の構築)

第8条 市会は、「市民の代表としての京都市会」、「市民と共に行動する京都市会」として、市民との関係を構築するものとする。

(市民との情報共有及び市民の市政への参画の機会の充実)

第9条 市会は、市政を担う一翼として、主権者である市民が主体となり、市民自らの意思と責任において行われる住民自治の発展に向けて、より一層市民と情報を共有するとともに、市民の市政への参画の機会を充実させるものとする。

(請願及び陳情の取扱い)

第10条 市会は、請願及び陳情について、適切な処理及び審査を行うものとする。

2 市会は、請願の審査に際して、その紹介議員から、趣旨の説明を聴く機会を積極的に設けるものとする。

(公聴会及び参考人の制度の活用)

第11条 市会は、公聴会及び参考人の制度について、各制度の趣旨を踏まえて、積極的な活用を図るものとする。

堺市

第8章 市民参加

(市民参加の促進)

第19条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実に努めるものとする。

(公聴会及び参考人制度の活用)

第20条 議会は、本会議において、市民の意見及び知見を審議に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用を努めるものとする。

(請願及び陳情)

第 21 条 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案又は意見と位置づけ、適切に処理するものとする。

2 議会は、請願及び陳情の提案者から申出があったときは、当該提案者の意見を聴く機会を設けることができるものとする。

3 議会は、採択した請願のうち市長等において措置することが適当と認めるものについては、市長等に送付した後、その処理の経過及び結果の報告を求めるものとする。

(議会報告会)

第 22 条 議会は、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を通して多様な課題の解決に取り組むために、議会報告会を開催するものとする。

神戸市

第 5 章 市民と議会の関係

(市民参加の促進)

第 15 条 議会は、市民の多様な意見を把握し、政策形成に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かし、市民が議会の活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。

(広報及び広聴の充実)

第 16 条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、広報及び広聴の充実に努めるものとする。

岡山市

第 3 章 市民との関係

(市民参加の促進)

第 8 条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。

2 議会は、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たすよう努めるものとする。

3 議会は、市民の意見及び知見を審議、審査又は調査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等を活用するものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、誠実に対応するものとする。

広島市

第 3 章 市民との関係

(市民参加の機会の充実)

第 8 条 議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、市民が議会の活動に参加する機会の充実に努めるものとする。

(広報広聴機能の充実)

第 9 条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

北九州市

第 6 章 議会と市民との関係

(市民参加)

第 1 2 条 議会は、議会活動の過程において、市民との協働による開かれた議会の実現に努めなければならない。

(公聴会及び参考人制度の活用)

第 1 3 条 議会は、議案等の審議及び審査並びに調査に当たっては、公聴会及び参考人の制度を積極的に活用するものとする。

(平 2 4 条例 7 4 ・一部改正)

※専門的知見の活用

地方自治法第 100 条の 2〔専門的事項に係る調査〕普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

理事者の発言権（反問権）について

1 規定イメージ

【論点を明確にするための反問】


第●条 市長等は、論点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑等の趣旨を確認するための反問をすることができる。

2 運用イメージ

- 反問権を行使できる者
市長その他の答弁者
- 対象会議
本会議、委員会
- 反問権の内容
議員の質疑等に対する趣旨確認のための反問を認める

大型スクリーン設置について（案）

本会議場の構造上、大型スクリーン等の議場壁面への設置は困難であるため、前方壁面に直接パネルデータを投影する案

	メリット／デメリット	使用機材及び費用	運用のイメージ
<p>前方壁面の左右 2箇所に直接投影 (スクリーンなし)</p> 	<p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーン設置が不要 ・映像を大きく投影することが可能（約180インチスクリーンと同程度） <p>(デメリット・課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンへの投影と比べ映像の鮮明さに欠ける ・理事者席から見えにくい ・プロジェクターの操作のために職員1名の従事が必要 	<p>【使用機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクター2台 ※5年リース契約 ・PC3台 <p>【費用（概算）】</p> <p>1年目 640千円 2年目以降 340千円／年</p>	<p>【前提】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクターを議場両側の発言者席前のスペースに設置する。 ・PCを議場両側の発言者席（2箇所）、議場前方の事務局席（1箇所）に設置する。 ・議場に投影するデータは、発言者席のPCで議員が操作する。 <p>※ 発言者席は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組として、議会ごとに議会運営委員会で協議・確認の上、設置している。なお、発言者席以外（演壇、自席）でのPC操作は配線上、困難</p> <p>【投影手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投影するデータをPC上で表示する。（議員） ・発言中、投影の合図（指示）を行う。（議員） ・プロジェクターの表示をオンにする。（事務局） <p>※ パネルを複数使用する場合は、PC上で表示を変更する。（議員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投影終了の合図（指示）を行う。（議員） ・プロジェクターの表示をオフにする。（事務局） ・質疑、質問終了後、PC上の表示を初期画面（デスクトップ）に戻す。（議員）